

29 監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

平成 29 年 1 月 10 日

愛知県監査委員	西川洋二
同	後藤貞明
同	川上明彦
同	伊藤勝人
同	杉浦孝成

1 監査の種別

随時監査

2 監査の対象

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する事項

3 監査の概要

(1) 監査の目的

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象に、会計事務が法令等に基づいて日々適正に処理されているかなどについて、監査を実施する。

(2) 監査の実施方法

事前通告を行わない抜き打ちの監査手法を用いて、監査実施機関に赴き、現物や現場を確認し、財務に関する事務の執行に係る会計書類等について審査を行うとともに、関係職員に対する聴き取りを実施した。

(3) 監査実施日及び監査実施機関

監査実施日	監査実施機関
平成 28 年 10 月 27 日	総務部 尾張県民事務所
平成 28 年 10 月 28 日	警察本部 運転免許試験場
平成 28 年 10 月 31 日	総務部 豊田加茂県税事務所
	教育委員会 猿投農林高等学校
	建設部 知多建設事務所

4 監査の結果

特に指摘する事項はなかった。